

特別養護老人ホーム

伊 保 庄 園

～ 入 所 を 希 望 さ れ る 皆 様 ～



山口県柳井市伊保庄 1-2

電話 : 0820-27-0840

FAX : 0820-27-0841

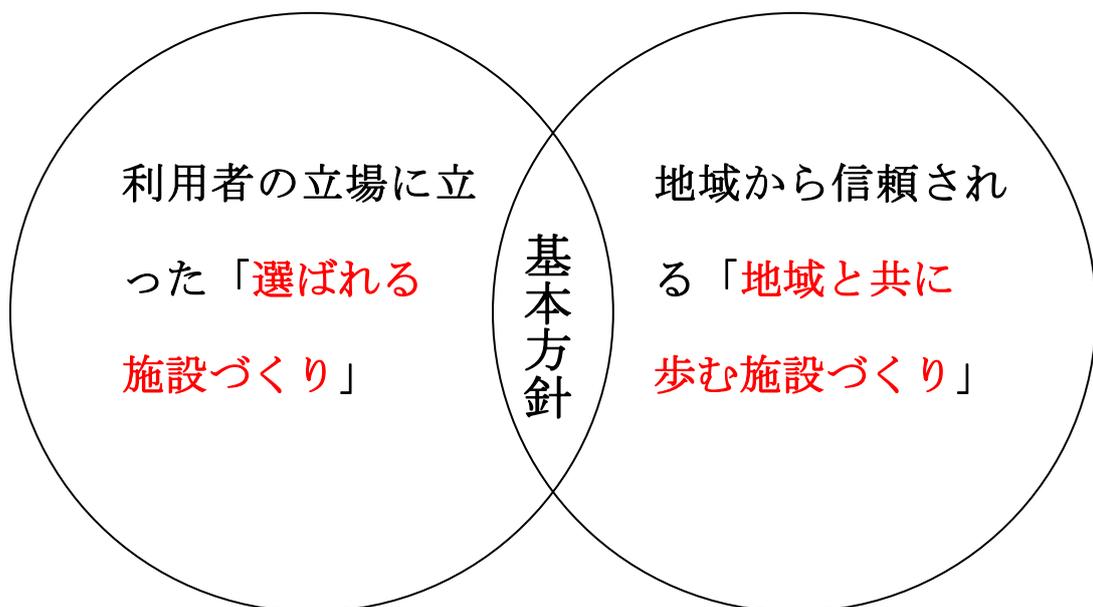
Mail : ihonosyou@jigyodan-yg.jp

Web : <http://jigyodan-yg.jp/ihonosyou/>

この度は、伊保庄園への入所を希望していただき心より歓迎申し上げます。

当園では、「その人らしさを大切に」をモットーに、利用者の方々が自分らしく安心して生活していただけるよう、お手伝いさせていただきます。

理念：「**その人らしさを大切に**」



入所申し込みについて

伊保庄園では、入所の透明性と公平性を重視し作成された県内統一の入所指針に基づき、入所の申込受付を行なっております。

受付に際しては、「介護保険被保険者証のコピー」、入所希望者、申込者それぞれのご印鑑をご準備ください。

入所申し込みは、当園にご来園頂き、所定の「特別養護老人ホーム入所申込書」にて担当職員の聞き取り・面接による申込手続きを行ないます。原則として郵送による受付はいたしておりません。

入所申込及び施設見学について

基本的には、平日の9：30頃から17：00頃までの間をお願いいたしております。担当職員が対応いたします。事前にご連絡いただくと助かります。

入所の条件について

伊保庄園に入所可能な方は、介護保険での要介護認定で、**要介護3～5に認定された方が対象となります**。認定を未申請の方や要介護認定で「非該当」「要支援」「要介護1・2」に認定されている方は、基本的に入所することが出来ません。また、現在心身に治療を必要とする疾患がある方や、継続した医療が必要な方につきましては、後日主治医または現在入院されている病院及び施設及び介護支援専門員等に確認する場合があります。

入所の順位決定方法について

伊保庄園では、年間4回（3ヶ月に1回）、入所検討委員会を行なっております。全ての入所申し込み者を緊急度・要介護の状態等を点数化し、地域の有識者の方にも参加して頂き協議を行なった上で待機者順位を決めます。申込後に要介護度を含む状況の変化がありましたらお知らせください。

入所検討委員会にて入所枠に空きが出た場合上位の方（居室の都合上、若干順位調整をする場合があります）から、お電話にて連絡を差し上げます。連絡後は、極力早急な入所手続きをお願いしております。

なお、連絡後、入所に至るまでに相当の時間が掛かることが見込まれる場合は次の待機者に声を掛けさせていただきます。

入所契約について

介護福祉施設サービス重要事項説明書にて契約を行ないます。

2部作成で1部はご家族で、もう1部は園で保管いたします。この際、ご印鑑が必要になります。

少々お時間がかかりますので、時間に余裕を持ってご来園頂くことをお願

いしております。

利用料金（日額）について

下記料金表により、申込者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：サービス利用料金 1 割・2 割・3 割）と居住費、食費の合計金額をお支払いいただくこととなります。

別紙料金表を参照ください。

医療・入院について

- ① 独立行政法人国立病院機構柳井医療センターに協力病院をお願いしております。
- ② 当園の嘱託医が主治医となり、週 1 回診察日を設け、健康管理に努めます。
- ③ 基本的に受診は当園看護師が対応しますが、入院となった場合又は協力病院外の受診等状況によってはご家族の協力をお願いする場合があります。
- ④ 入院中期間が長期間に及んだ場合ご相談の上、居室を短期入所利用で一時的に使用させていただく場合があります。

退所について

- ① 入院された際、担当の医師により、入院が長期間（概ね1ヶ月を超えるであろう入院）になる見込みが強いと判断された場合、ご家族の納得をいただいた上で、退所の手続きを取ることがあります。
 - ② 要介護認定の更新において、特養養護老人ホームの利用対象者と認められなかったとき
 - ③ 死亡された場合
 - ④ 利用者の契約解除権または伊保庄園側の解除権が発生した場合
- ※上記項目に該当する場合は退所となります。その際は入所時お預かりしていた物品等は照合の上、返還させていただきます。

個人情報の保護について

当園では、入所申し込みの段階から皆様から承った個人情報について、適切に取り扱います。なお、個人情報を取り扱う際には、ご同意を頂いてから適切な取り扱いをさせていただいております。

各種計画について

当園では現在、利用者の方、身元引受人の方にご同意を頂いた施設介護

サービス計画書・栄養ケア計画書・個別機能訓練計画書をサービス計画の柱とし、その人に合わせた継続的なサービスの提供を目指しております。

苦情に関すること

当園の設備・職員の対応その他の事について、ご指摘・ご提案がある場合には、常設の「提案箱」又はその他の方法（職員に直接又は封書等）にてご提言ください。苦情窓口は、介護サービス課長となります。

なお、頂戴した内容について、可能な限り早急に対応させていただくと共に、ご指摘・ご提言を頂いた方に対し、一切の不当な扱いはいたしませんのでご安心ください。

入所時にご準備いただく事等

1. 日用品等について

- ・普段着 3～5枚
- ・肌 着 3～5枚
- ・寝間着 3～5枚
- ・靴 下 3～5枚
- ・タオル 3～5枚
- ・バスタオル 2～3枚
- ・プラスチックコップ
- ・歯ブラシ
- ・上履き（スリッパは不可）
- ・ティッシュペーパー
- ・その他必要品（髭剃り・義歯・眼鏡・補聴器など）

※ 持参された衣類・日用品には管理上、お名前をマジックなどで記入してください。

2. 入所時における事務的手続きについて

- ① 住民票を「柳井市伊保庄 1－2」へ異動してください。（強制ではありません）
- ② 介護保険証・医療受給者証・健康保険証・その他の住所も併せて変更してください。（変更後は園にて預からせて頂きます）
- ③ 標準費用で居住費 855 円／日、食費 1,445 円／日ですが、年金等の所得額に応じ負担額が変わります。介護保険限度額認定申請書を使い市町に申請してください。

3. 利用料の支払い並びに預かり金について

- ① 利用料の支払いについては毎月末締め、翌月 25 日引落としとなります。郵便局か山口銀行の自動払込をお願いしております。
- ② 預かり金については、通常「医療費・小遣い」等に使用させていただきます。通帳をお預けの場合、郵便局・山口銀行の通帳にて必要に応じて引落としとさせていただきます。また通帳・ご印鑑をお預けいただけない場合現金にて 1 万円以内を預からせて頂きます。（管理料として毎月 500 円頂い

ております)

4. 印鑑について

介護認定等、市町村等への代行申請の際必要となりますので、ご印鑑をお預けいただいております。

伊保庄園の生活

【行 事】 (月例行事)

誕生会 利用者懇談会 外出 その他

(定例行事)

節分の集い 鯉のぼりをあげる会、七夕会
夏祭り、敬老祝賀会、運動会、クリスマス会
家族会総会（9月に実施します）
その他

(地域参加行事)

伊保庄春祭り 伊保庄三世代交流レクリエーション大会
柳井地区老人福祉施設交流促進事業 その他

※ 行事の内容によっては実費が発生する場合やコロナ等の感染状況によって中止することもございますのでご了承ください。